

## バスツアー助成誘客事業募集要領

可児市観光協会では、バスツアー助成誘客事業交付要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、下記のとおり旅行商品の企画を募集します。

### 1 対象となる旅行商品及び助成額

- (1) 要綱第3条及び第4条のとおりです。
- (2) 1 旅行業者5商品まで応募が可能です（支店・営業所等も1 旅行業者とします）。

### 2 観光施設・飲食店・土産物販売所について

- (1) 指定する観光施設等が提供するサービスを受けていただきます。
- (2) 原則、乗客全員が施設等を利用する場合を対象とし、希望者のみが施設を（施設入館・利用、体験、食事）利用するものは含まないものとします。ただし、土産購入は購入しない参加者がいても構いません。
- (3) ボランティアガイドの利用も1 施設利用として数えることができます。なお、ボランティアガイドの利用には、別途申込みが必要となります。（詳しくは、可児市観光交流課へお問い合わせください）
- (4) 1 施設で、複数種類（飲食と土産など）のサービスの提供を受けても、助成対象としては1 箇所としてのカウントとなります。助成申込時に区分選択してください。
- (5) 単なるトイレ休憩等（概ね 15 分未満）を目的とした立ち寄り、施設数として数えることはできません。
- (6) 行程上の選択コースや途中離団等により、各施設の立ち寄り客数（利用客数）が 10 名に満たない場合は対象となりません。
- (7) 支給要件が異なる場合は、その他の助成金との併給が可能となります（国の「Goto トラベル事業」は併給可能）。

### 3 申込み方法

- (1) 申込み期間 令和2年7月23日から令和3年2月20日 17 時まで（必着）  
※先着順で受付及び審査を行います。必要書類が不足する場合等は審査が行われません。  
※交付決定額が、予算額に達した時点で受付を終了します。
- (2) 提出書類及び部数  
要綱第5条に記載の申込書及び必要書類 各1部
- (3) 提出方法  
持参または郵送によりご提出ください。（FAX及びメールでの提出は不可）  
※郵送の場合は、受付期間内に必着としてください。  
※土日祝日は窓口の提出はできません。
- (4) 提出先  
〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地 可児市役所観光交流課内

#### 4 助成の審査基準

以下の事項への配慮を総合的に判断し審査します。

- (1) 市内周遊性（可児市内における2箇所以上の周遊性及び滞在する時間的延伸性）
- (2) 経済波及効果（可児市内における旅行消費等）
- (3) 商品の魅力発信（消費者への訴求力、可児市の魅力発信への貢献度）

#### 5 審査及び審査結果

助成金申込書到着後、内容等の審査を行い、14日以内に交付の可否の通知とその後助成金の交付をします。

#### 6 留意事項

- (1) 応募にあたっては、要綱をご一読ください。
- (2) 要綱第7条で、募集パンフレットなどプロモーション媒体に「協力：可児市観光協会」と明示するよう規定していますが、既にパンフレットなどを作成している場合は、規定適用はしません。

#### 7 問い合わせ先

可児市観光協会事務局 可児市役所観光交流課内  
TEL0574-50-7056 FAX0574-50-7056  
E-mail : mituhide@kani.or.jp